

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [市民参加手続編]

No. 10

検討項目	市民参加手続の実施予定及び状況の公表
論点	<input type="checkbox"/> 予定、実施状況について公表しますか。公表するとしたらどのタイミングでしますか。 <input type="checkbox"/> 執行機関はこの手続を実行できますか。

参考:他の自治体では

市民参加手続の実施予定及び状況の公表

(大和市)

- ・「いつ、何について、どのような市民参加の手続が行われるか」あるいは「行われたか」は、基本的な情報です。毎年これらをホームページなどで公表することにより、市民の参加の機会を確保したり、手続が適正に行われているかを市民が確認することができます。

(安城市)

- ・前年度の実施状況を公表することで、市民参加が実施されているかどうかを、市民が確認できるようにしています。また、幅広い市民が市政へ参加できるよう、市全体の年間計画の一覧をあらかじめ市民に周知することによって、市民が関心のあるテーマについて事前に検討の準備ができるようにしたものです。

実施予定の公表

(大和市)

- ・市民参加の手続の対象事項や方法、その実施時期、審議会等の開催予定や委員の公募情報などを公表します。

①その年度の実施予定を公表する

②公表するが時期の規定はなし

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
①その年度に公表	○	—	○	○	○	—	○
②時期の規定なし	—	—	—	—	—	○	—

参考:他の自治体では

実施状況の公表

(大和市)

- ・市民参加の手續の対象事項や方法、その実施時期、参加した人数や述べられた意見数などを公表します。

③前年度の実施状況を公表する

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
③前年度分を公表	○	—	○	○	—	○	○

参考:岩倉市の場合

実施予定の公表

- 実施予定の公表はしていません。
- 市民参加手續を行う際には、広報・ホームページにおいて周知しています。

実施状況の公表

- 議事録の公表やパブリックコメント手續後の結果の公表について実施しています。

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [市民参加手続編]

No. 11

検討項目	市民参加手続の実施（マッチングルール）
論点	<input type="checkbox"/> 市民参加手続の実施は、複数の手続について規定する必要はありますか。 <input type="checkbox"/> 市民参加手続の対象事項以外の項目について規定する必要はありますか。 <input type="checkbox"/> 市民以外で利害関係を持つ者について規定する必要はありますか。 <input type="checkbox"/> 執行機関はこの手続を実行できますか。

参考:他の自治体では

市民参加手続の実施（マッチングルール）

- 市民参加手続の対象事項と方法が設定されても、両者を組み合わせるルールがなければ、担当部署の裁量によるところが大きく、市民参加が促進されない可能性もあります。

①市民参加の実施

市民参加手続の組み合わせによる実施回数や時期などについて規定しています。

(和光市)

- 市民参加の対象とした事項の性質、対象とした事項における市民への影響及び対象とした事項に対する市民の関心度を考慮して、最も効果的と思われる適切な時期及び方法によって市民参加を行うことを市の機関に義務付けたものです。
- より多くの市民の意見を求める必要がある場合は、2つ以上の市民参加の方法を併用することに努めるよう定めたものです。
- 市民参加の方法にはそれぞれ特性があり、参加しやすい方法が個々の市民によって異なるものであるとともに、それを行う効果的な時期も異なるものであり、複数の市民参加の方法を用いることが、より効果的となる場合があることから定めたものです。

(安城市)

- 市民参加の対象とした事項の性質、対象とした事項における市民への影響及び対象とした事項に対する市民の関心度を考慮して、最も効果的と思われる時期及び方法によって市民参加を行うこととしています。
- また、より多くの市民の意見を求める必要がある場合は、2つ以上の市民参加の方法を併用するようにしています。

(江南市)

- 市民参加手続には、それぞれに特性があり、対象事項の内容により効果的な方法や実施時期は異なってきます。また、参加しやすい方法も個々の市民によって異なっています。このため、対象事項の内容に応じ、最も効果的と思われる市民参加手続で実施する必要があります。

参考:他の自治体では

②対象事項以外の規定

大和市では、対象事項以外であっても市民参加手続として、意見公募（パブリックコメント）手続を実施することを規定しています。

（大和市）

- ・行政手続法では、国の行政機関等が命令等を定める際には意見公募手続を行うよう定めており、地方自治体でも、法律の趣旨にのっとり必要な措置を講じるように努めることを規定しています。
- ・この条例でも、規則、審査基準、処分基準、行政指導指針の制定又は改廃を行うときは、「意見公募手続」の実施を含めなければならないこととします。
- ・「審査基準」とは、許認可などをする際の判断基準をいいます。「処分基準」とは、許可の取消しなどの不利益処分をする際の判断基準をいいます。「行政指導指針」とは、各種指導要綱などのように複数の人に共通して行う行政指導の指針をいいます。

③市民以外で利害関係を持つ者について

市民以外の者で、下記のような事項について利害関係を有する場合は、その者に対し市民参加手続を行うよう努めることを規定しているケースがあります。

（大和市）

- ・生活環境に影響があるような公共施設を市境に設置する場合などについては、必要に応じて近隣市の住民を含めて市民参加の手続を行います。

（安城市）

- ・「利害関係の有するもの」とは、例えば、土地の所有者にその土地に規制を与える場合などが考えられます。市民参加を求める対象ごとに利害関係者を判断することになります。

参考:他の自治体では

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
①市民参加の実施	特に市民への影響が大きいと認めるものを実施しようとするときは、意見交換会を含む2つ以上	適切と認める複数以上	適切な時期に1つ以上の適切な方法、 より多くの市民の意見を求めるときは、複数併用に努める	適切な時期に2以上の方法、 法令に定められている手続を実施する場合、異なるものを1つ以上	適切な方法により実施する	市民参加手続を研究し、実施に努める	1つ以上、特に市民に及ぼす影響が大きいときは2つ以上併用
②対象事項以外の規定	対象事項以外で、規則、審査基準、処分基準、行政指導指針の制定改廃をするときは、意見公募手続を加える						
③市民以外で利害関係を持つ者について	市民以外の者で、当該事項について利害関係を有するものがあるときは、その者に対し市民参加手続を行うよう努める						市民以外の者で、当該事項について利害関係を有するものがあるときは、その者に対し市民参加手続を行うよう努める

参考:岩倉市の場合

○特に規定はありません。

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [市民参加手続編]

No. 12

検討項目	第三者機関
論点	<input type="checkbox"/> 第三者機関による検証は必要ですか。 <input type="checkbox"/> 自治基本条例審議会を検証機関としてよろしいですか。

参考:他の自治体では

第三者機関

- ・ 第三者機関とは、条例の実効性を確保するため進捗状況等の検証を行う機関であり、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置するものです。
- ・ 第三者機関の設置には、2つの傾向があります。

①市民参加条例において新たに第三者機関を規定するケース（自治基本条例に第三者機関は規定していない）

②自治基本条例に規定した第三者機関と兼ねているケース

※自治基本条例と市民参加条例それぞれに規定している自治体は見受けられません。

①市民参加条例において新たに第三者機関を規定するケース（自治基本条例に規定なし）

（大和市）

- ・ この条例に基づいて市民参加を推進するに当たり、市民参加の手続が十分だったのか、他にもっと良い方法がないのかなどを、市民の視点で評価するために、附属機関として「大和市民参加推進・評価会議」を設置します。
- ・ 推進・評価会議は、単に執行機関から諮問された内容を審議するだけにとどまらず、各号に規定している項目について、自由に意見を述べることができます。

②自治基本条例に規定した第三者機関と兼ねているケース

（日進市）

- ・ この条例に基づく、市民参加及び市民自治活動の支援及び協働に必要な事項を協議する第三者機関として、日進市自治推進委員会（※1）がその役割を担うことを定めています。自治推進委員会は、市長からの諮問に応じて協議や定期的な評価を行い、その結果を市長に答申します。定期的な評価の対象には、第9条で規定する、当該年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況の取りまとめ結果などが挙げられます。

※1 日進市自治基本条例第27条、第28条の規定に基づき、参加と協働による市民主体の自治を推進するため、自治基本条例の遵守及び見直し、並びに委任条例の推進に必要な事項の協議及び評価等を調査審議する機関。

（厚木市）

- ・ 点検及び評価は、自治基本条例第38条第1項に規定する「厚木市自治基本条例推進委員会」が行うことを定めたものです。委員会では、市民参加の手続の実施予定や実施状況に基づき、市民参加の手続が条例に基づいて適正に実施されるか又はされたか、市民から提出された意見等に対する実施機関の検討の経過が適正であったかどうかなどについて審議します。

他に、静岡市、宮古市も自治基本条例に規定された附属機関により検証機関を兼ねています。

参考:他の自治体では

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
第三者機関の設置根拠	市民参加条例	市民参加条例	市民参加条例	自治基本条例	市民自治によるまちづくり基本条例	—	市民参加条例
名称	市民参加推進・評議会	市民参加推進委員会	市民参加推進会議	自治推進委員会	市民自治によるまちづくり条例推進委員会	なし	市民参加推進評価会議
人数	10人以内	10人以内	12人以内	10名以内	12人以内	—	15人以内
委員の規定	公募市民	公募市民	公募市民	公募市民	公募市民 (満18歳以上)	—	公募市民
		地域活動団体代表者	地域活動団体代表者		まちづくり組織等で活動している者		
	学識経験者	学識経験者	学識経験者	学識経験者	学識経験者		学識経験者
			市職員		市職員		
					市議会議員		
	その他			その他			その他
任期	2年	2年	2年	2年	3年	—	2年

※江南市の場合、「江南市市民参加条例」の中では、検証について特に規定していません。

※稲沢市は、第三者機関による検証について特に規定していません。

参考:岩倉市の場合

○市長の附属機関として「岩倉市自治基本条例審議会」を設置しています。

平成25年度は、3回開催し、自治基本条例の規定により別に定めることとした条例の策定状況とその他条文に関連する事項の進捗状況の検証及び協働の取組について審議しました。

平成26年度も開催していくこととしています。